

知っていますか?

# 高額医療・高額介護合算療養費制度

医療費と介護サービス費の両方を利用している世帯の負担を軽減する制度です。

国民健康保険 問 保険医療課 ☎56-0618 (記事ID 4893)

HPを見る

後期高齢者医療制度 問 保険医療課 ☎56-0617 (記事ID 472)

介護保険 問 長寿課 ☎56-0613

HPを見る

同じ医療保険の世帯内で、2018年8月から2019年7月までに支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、下表の基準額を超えた場合、その超えた金額が支給されます。

医療費

+

介護  
サービス費

=

自己負担は  
基準額まで!

基準額を超えた  
金額を支給します

※支給額が500円を超えないときは支給されません。

## 申請手続きについて

計算対象期間の末日時点(原則7月31日)に加入している医療保険の窓口で申請してください。

市国民健康保険または愛知県後期高齢者医療制度に加入し、支給対象となる人には、2020年3月以降(予定)に通知します。

申請に必要な書類については、通知文をご覧ください。



注意

計算対象期間中(2018年8月から2019年7月)に加入していた医療保険または介護保険が変わった人(転出入、就職、退職等)は通知できない場合があるので、自己負担額が基準額を超えていないかご自身で確認してください。申請手続きには、変更前の保険者の「自己負担額証明書」の添付が必要です。変更前の保険者に申し出てください。

## 医療費と介護サービス費を合算する場合の自己負担限度額

(所得区分は、2019年7月31日現在のものです)

### 70歳未満を含む世帯(表1)※1

所得区分		限度額
上位所得	課税所得690万円以上	212万円
	課税所得380万円以上	141万円
	課税所得145万円以上	67万円
一般	課税所得145万円未満	60万円
市民税非課税		34万円

### 70歳以上の世帯(表2)

所得区分		限度額
現役並み所得	課税所得690万円以上	212万円
	課税所得380万円以上	141万円
	課税所得145万円以上	67万円
一般	課税所得145万円未満	56万円
市民税非課税	Ⅱ I以外	31万円
	Ⅰ 世帯全員の所得が一定基準以下(年金収入80万円以下等)	19万円 ※2

※1…対象世帯に70歳~74歳と70歳未満が混在する場合、まず70~74歳の人の自己負担額合計に限度額(表2)を適用した後、残る負担額と70歳未満の人の自己負担合計額を合わせた金額に限度額(表1)を適用する。

※2…介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。